

令和元年6月吉日

日越木材製品商談会（東京）の参加者募集について

一般社団法人日本木材輸出振興協会

事務局長 井上 幹博

当協会は、日本貿易振興機構（ジェトロ）による「重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業」の一環として、東京都内で「日越木材製品商談会（東京）」を開催することとしており、参加される希望者を募集します。

参加を希望される方は、別添の「日越木材製品商談会（東京）参加者応募実施要領」を熟読のうえ、別紙1の「商談参加申込書」に記載のうえ、実施要領の5に記載した提出期限までにご応募下さい。

別 添：日越木材製品商談会（東京）参加者応募実施要領

[別紙1：商談参加申込書](#) 

[別紙2：商談参加ベトナム側企業の概要](#) 

日越木材製品商談会（東京）参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

1. 実施目的

本事業は、日本貿易振興機構（ジェトロ）による「重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業」の一環として、ベトナムバイヤーを招聘し、当協会の構成員や木材製品、家具、建具等の輸出に取り組む事業者等による海外向け販売促進、販路開拓の取組を支援し、国産材の輸出拡大を目的として、ベトナムバイヤーの招へいの実施期間中に合わせて、「日越木材製品商談会（東京）」を開催することとしています。

2. 開催の日時と場所

日 時：令和元年7月26日（金） 13：30～17：30

場 所：東京清飲会館 3F

東京都文京区小石川 2-4-17 TEL 050-3816-3939（代表）

東京メトロ丸ノ内線・南北線「後樂園駅」6番出口より徒歩3分
都営三田線・大江戸線「春日駅」6番出口から徒歩3分
JR中央、総武線「水道橋駅」徒歩10分



3. 実施方法

以下のとおり。

- ① 当協会は、商談参加企業の概要、商談希望などの情報を総括した「商談情報シート」を作成し、双方の企業に提供します。
- ② 当協会は、商談に参加する双方企業の要望・意見を踏まえ、バイヤー・サプライヤー双方をマッチングする商談組み合わせ表を作成し、商談活動実施行程、商談当日時間割とともに双方の企業に送付します。
- ③ 商談当日、商談会場に設置した商談スペースにおいて、組み合わせ表に従って個別商談を行います。
- ④ 商談後、商談の結果を踏まえ、商談双方の要望に応じた情報の提供や助言、商談アンケート調査を行います。

4. 商談の主要対象品目及び参加者募集定員数

主要対象品目：国産材を使用した製材品等木材製品

参加者募集定員数：8社程度（なお、ベトナム側参加企業の概要は別紙2参照）

5. 応募申請

(1) 応募資格

応募者は、以下の応募要件を満たすことが条件となります。

- ① スギ、ヒノキ等国産材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者等であること
- ② 商談会の該当対象としてふさわしい製品であること
- ③ 商談活動が実施経費の二分の一を国費で補助するという本事業の規定に従い、実施経費の参加企業自己負担分の拠出を確約し、拠出期限までに当協会の口座への振込を完了すること
- ④ 当協会が求める商談活動実施のための書類の提出、商談結果の報告、商談アンケート調査（聞き取り調査を含む）に応じること

(2) 応募の提出書類

商談参加希望者は、別紙1の「商談参加申込書」にご記入のうえ、郵送又は電子メール等により

7月10日（水）17時までに当協会にご提出下さい。

ただし、郵送の場合は、「商談参加申込書」については、郵送と同時に当協会宛てに Fax、又は電子メールでご送信下さい。

なお、応募者が募集定員数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。

6. 商談参加者の選定等

商談参加者の選定は、応募申請の内容を踏まえ、以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後、7月12日（金）までに各応募者に通知します。

審査事項：

- ① スギ、ヒノキ等国産材の輸出促進に資するか。
- ② 商談成果が見込まれるか。

7. 商談会の実施に要する実施経費の分担

(1) 実施経費の分担と事前拠出について

本商談会の実施に要する必要経費に対し、「重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業」の実施に係る諸規定により、参加企業と本協会（補助金等）は折半で負担することとなっています。

このため、商談会参加企業には、商談会実施経費合計の半額を商談会参加企業数で割った金額を参加料として負担していただきます。また、商談参加企業決定通知後、所定の確認書に捺印のうえ、速やかに提出していただきます。

延滞なく商談活動の実行を進める観点から、商談会参加企業の各社には、事前に請求書の振込期限内に見込負担額を当協会所定の口座に振り込んでいただきます。

また、商談活動の実施後、速やかに実績額に基づき二分の一補助で精算し、ご拠出いただいた金額についてその過不足がある場合は、精算させていただきます。

(2) 実施経費の見込額

商談会の実施経費は、現時点では、以下の費目で 378,000 円を見込んでいます。

- ① 商談会会場借料
- ② 通訳料（4名）
- ③ 資料コピー等消耗品費
- ④ 人件費・賃金（商談活動を運営する当協会の技術者等の最小限の必要人件費・賃金）

⑤ 旅費（商談通訳、事務局担当者の最小限の旅費。なお、鉄道賃、滞在費、交通費等については、国家公務員等の旅費支給規程に準ずる当協会旅費規程に基づく。）

⑥ その他費（会場使用料送金手数料、その他雑費等）

参加企業 5～8 社の場合、1 社あたり負担額は概ね 2～4 万円程度になるかを見込んでいます。

（3）通訳について

商談会の通訳については、当協会が一括して依頼します。なお、貴社で日本語・ベトナム語に堪能なスタッフの商談会への随行出席は差し支えありませんが、あくまで、補助的なサポートというスタンスでお願いします。

8. その他

（1）本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとしします。

（2）商談会中止の場合

協会は、次の場合、商談会の開催を取りやめ、又は、変更することが出来るものとしします。この場合、商談参加者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとしします。

① 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、商談会が開催中止等となった場合

② その他やむを得ない事由により、協会として商談会の開催が不適當もしくは不可能となった場合

（3）商談参加の取り消し等

商談参加者の決定通知後、商談参加者の都合で参加の取り消しがある場合、書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとしします。ただし、商談参加者の決定通知後 **3 日以内** に限りま

す。

協会は、商談参加者が、本要領に遵守することができない場合には、商談参加の決定を解除することができるものとしします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとし

9. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03)5844-6275 FAX 番号 (03)3816-5062

担当者： 川面 (カヅラ)、池田

担当者 E-mail： mail@j-wood.org